令和2年度島根半島・宍道湖中海ジオパークプロモーション事業委託業務 仕様書

1.案件名

令和2年度島根半島・宍道湖中海ジオパークプロモーション事業委託業務

2.契約期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日(水)まで

3.委託費の上限

3,000,000円(税込)

4.業務内容・仕様

- (1) アニメ動画制作業務
 - ・島根半島・宍道湖中海ジオパークの魅力や見どころを盛り込み、分かりやすいアニメを制作・制作するアニメは1本以上とし、1本の動画の時間は5分程度とする。
 - ・全国的に認知度が高いキャラクターを登場させ、ユーモアのある動画とする
 - ・ユネスコ世界ジオパークの理念や島根半島・宍道湖中海ジオパークエリアの大地の成り立ちや 保全活動の内容を盛り込む。

【動画の使用用途】

- ・島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会(以下、協議会という)が管理する、 または協議会が使用許可を与えた YouTube、Instagram、Facebook 等のインターネット動画 配信サイトやSNSでの情報発信
- ・協議会が使用可能な観光施設等のデジタルサイネージ等での上映
- ・ジオパーク関係イベント等でのパソコンや Blu-ray・DVD プレイヤー等での動画再生
- ・本事業にて受託者が提案するインターネットメディア

(2) 広告宣伝業務

- ・協議会が管理する YouTube、Instagram、Facebook 等のインターネット動画配信サイトや S N S を用いた広告宣伝により、島根県内外に効果的な情報発信を行うこと。また、より効果的な広告方法(テレビ番組・CM、ラジオ、雑誌掲載等)がある場合は、有料、無料を問わず、受託者から提案することも可とする。
- ・現在、協議会が実施している「国立・国定公園への誘客の推進事業」において制作している動画(2021年1月末完成予定)や HP において公開している動画についても、併せて情報発信するものとする。
- ・広告宣伝は、動画完成から委託業務完了まで実施するものとする。

5. 打ち合わせ

本業務の実施に当たっては、業務工程表に従って行い、特に業務内容に変更、提案、疑義が生じた場合、受注者は事前に十分に発注者と打ち合わせを行うこと。また、受注者において打合せ記録簿を作成し、相互確認の上、保管するものとする。

6.委託料に含まれる経費について

委託料の中には、本業務に関する一切の経費すべてを含むこととする。

7.成果品

成果品は以下のとおりとする。なお、提案内容によって成果品の種類、規格等に変更が生じた場合は、受注者の負担によって増減するものとする。

- (1) 記録媒体 DVD・Blu-ray:各動画のバージョンごとに各 5 枚
- (2) 動画データ インターネット配信用データおよび概要欄等のテキストデータ
- (3)業務完了報告書(原本1部、副本1部。紙媒体及びPDF データ)

8.再委託の禁止

受託者は本業務を他の者に再委託してはならない。ただし、令和2年12月11日(金)12時までに島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会に対し協議を行って承諾を得た上で、参加申込書(様式3)に記載して申込を行った場合はこの限りではないものとする。

9.留意事項

広告宣伝を行うにあたり、島根半島・宍道湖中海(国引き)ジオパーク推進協議会が有する動 画・画像等のデータが必要な場合にのみ、データを渡すこととする。

10.その他

契約後、仕様書に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて契約者双方が協議 して決めること。

【参考資料】

- 1. 小学校高学年・中高生向けツアー
- ・小学生4・5・6年生及びその保護者対象「ジオパーク探検隊」 https://kunibiki-geopark.jp/news/geoparktankentai/
- ・中高生対象「アドベンチャージオツアー」

https://kunibiki-geopark.jp/news/adventuregeotour/

- 2. 動画・画像
- ・島根半島・宍道湖中海ジオパークホームページ内の動画・画像(一部使用不可のものあり)

https://kunibiki-geopark.jp/

・島根半島・宍道湖中海ジオパーク観光プロモーション動画(30 秒版、2 分版、3 分版)・説明動画(10 分版)